障害や疾病のある受験生への合理的配慮について

小田原短期大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障害のある志願者および学生が、他の学生と同等に教育を受けられるよう、個々の状況に応じた「合理的配慮」の提供を行っています。

1. 相談窓口

合理的配慮に関する相談は、以下の窓口で受け付けています。

- **受験を検討されている方：** エンロールメント・マネジメント課：アドミッションセンター
- **在学生の方：** エンロールメント・マネジメント課
- **連絡先：** 0465-22-0285（代表）
- **受付時間：** 平日 9:00 ～ 17:00

---

2. 事前相談および配慮の申請方法

【入試における配慮】

試験当日の特別な措置を希望される方は、**出願前の規定の期日まで**に「受験上の配慮申請書（本学所定）」および「医師の診断書」等を提出してください。

1. **事前相談：** 出願前に上記窓口へお電話またはメールでご連絡ください。
2. **書類提出：** 本学より送付する申請書類に必要事項を記入し、提出してください。
3. **審査・決定：** 本学にて検討の上、配慮の可否および内容を通知します。

【入学後の修学配慮】

1. **相　　談：** 入学決定後、エンロールメント・マネジメント課へご相談ください。
2. **合意形成：** 本人の意向、障害の状態、教育の目的・内容を考慮し、建設的対話を通じて具体的な配慮内容を決定します。
3. **実　　施：** 決定に基づき、関係教職員と連携して配慮を提供します。

---

3. 受験および修学上の配慮例

以下は一般的な例です。配慮の内容は、個別の状況や試験の特性、教育の質に及ぼす影響を検討した上で決定します。

区分	**具体的な配慮の例**
試験・座席	別室受験、座席指定（前方・出入口付近）、休憩時間の延長
視覚障害	問題用紙の拡大、拡大鏡の使用、点字解答、照明器具の持ち込み
聴覚障害	注意事項の文書による提示、補聴器の使用、座席位置の配慮
肢体不自由	車椅子での受験、机・椅子の調整、解答方法の変更（代筆等）
発達・精神障害	視覚情報の制限（パーティション等）、時間延長、イヤーマフの使用

注記： 「合理的配慮」は、大学側に過度な負担がなく、かつ教育の目的や本質を変更しない範囲で提供されるものです。

---

4. プライバシーの保護

相談や申請を通じて得られた個人情報および障害に関する情報は、合理的配慮の提供に必要な範囲でのみ共有し、厳重に管理いたします。本人の同意なく、これ以外の目的で使用することはありません。